

# 阪大非常勤講師不当解雇事件 学習決起集会

～無期雇用転換権を認めないためのクビ切り絶対許せない!～

日時：2024年11月24日(日) 14:00より

場所：池田市立カルチャープラザ研修室AB(阪急「石橋阪大前」駅西改札口より徒歩8分)

講師：弁護士 鎌田 幸夫さん(北大阪法律事務所 阪大非常勤講師解雇弁護団)

2023年3月に始まった阪大裁判も9月18日で結審しました。次回、2025年1月30日に判決が言い渡される予定です。それに伴い、上記の日程で学習決起集会を開催します。

弁護団の鎌田弁護士より今回の阪大非常勤講師の雇止め裁判に至る経緯と概要、裁判の争点などについてわかりやすく解説していただく予定です。また原告非常勤講師にもその思いを語ってもらいます。ご支援して頂ける皆様、今、阪大で何が起きているのかを知るためにもぜひご参加ください。

問い合わせ先：関西圏大学非常勤講師組合

〒542-0012 大阪府中央区谷町7丁目1-39-102

(<http://www.hijokin.org/>) TEL: 06-6763-3201

池田市立カルチャープラザ 池田市天神1丁目9-3 TEL 072-762-7777

